

全期間固定金利住宅ローン

2026年4月版

【フラット35】地域連携型



旭川市地域材活用住宅建設補助金と【フラット35】の併用で、

年 **0.5%** の金利引下げが **5年間** 適用されます。

子育て世帯は、さらにお得！



【フラット35】**子育てプラス** も適用され、

子どもの人数等 に応じた **金利の引下げ** で
マイホームの取得を応援！



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

■ 【フラット35】に関するお問い合わせ

住宅金融支援機構 北海道支店

Tel 011-261-8306

営業時間 / 9:00～17:00

(土、日、祝日、年末年始を除く)



旭川市

■ 旭川市地域材活用住宅建設補助金に関するお問い合わせ

旭川市 建築部住宅課

Tel 0166-25-9708

営業時間 / 8:45～17:15

(土、日、祝日、年末年始を除く)



旭川市地域材活用住宅建設補助金の概要

(詳細はホームページをご覧ください)

補助対象住宅

- ◆ 旭川市内に新築する戸建住宅（建売住宅含む）で、高性能の認定を受けた住宅 ※1
- ◆ 5㎡以上の旭川産材を使用し、かつ、15㎡以上の地域材を使用した住宅 ※2
- ◆ 旭川市内に本店を置く事業者が施工する住宅
- ◆ 令和8年4月1日以降に工事が完了するもの ※3

※1 高性能の認定を受けた住宅とは、「ZEH住宅」「北方型住宅2020」「長期優良住宅」「低炭素住宅」等です。詳しくは旭川市ホームページをご確認ください。

※2 地域材とは、北海道内の森林から産出され、かつ北海道内で加工された木材になります。旭川産材とは、旭川市内の森林から産出され、かつ上川管内で加工された木材になります。

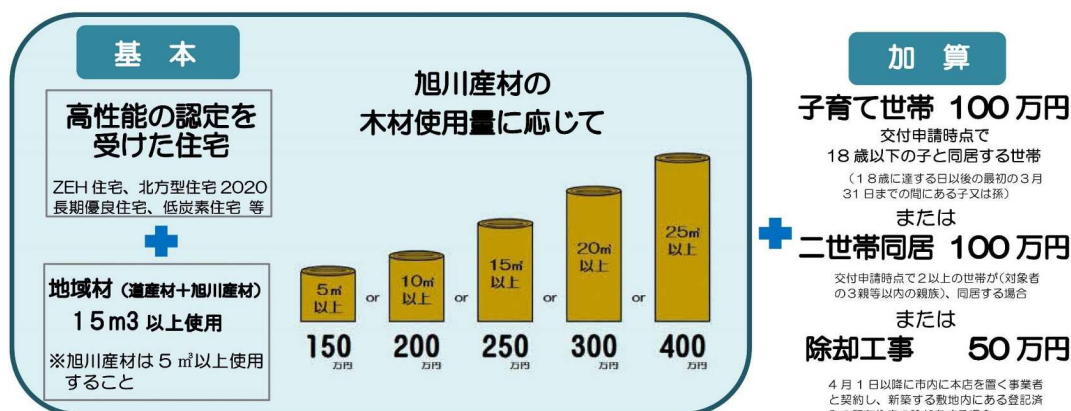
※3 工事は完了日は建築基準法上の検査済証の交付年月日とします。

・今年度に国や本市の「住宅改修補助金」「住宅雪対策補助金」等の他の補助金との併用はできません。

補助対象者

- ◆ 新築する住宅の発注者又は買主
- ◆ 交付申請までに対象住宅に住民登録を行う者
- ◆ 同居する世帯員に、550万円の所得を超える人がいないこと
- ◆ 旭川市税を完納していること
- ◆ 地域材の普及促進に向けた次の取り組みを全て実施すること。
 - ・市が貸し出すのぼり旗を建設現場へ掲げる
 - ・市が行う情報発信のため住宅の写真を提供する
 - ・住宅完成見学会を実施する

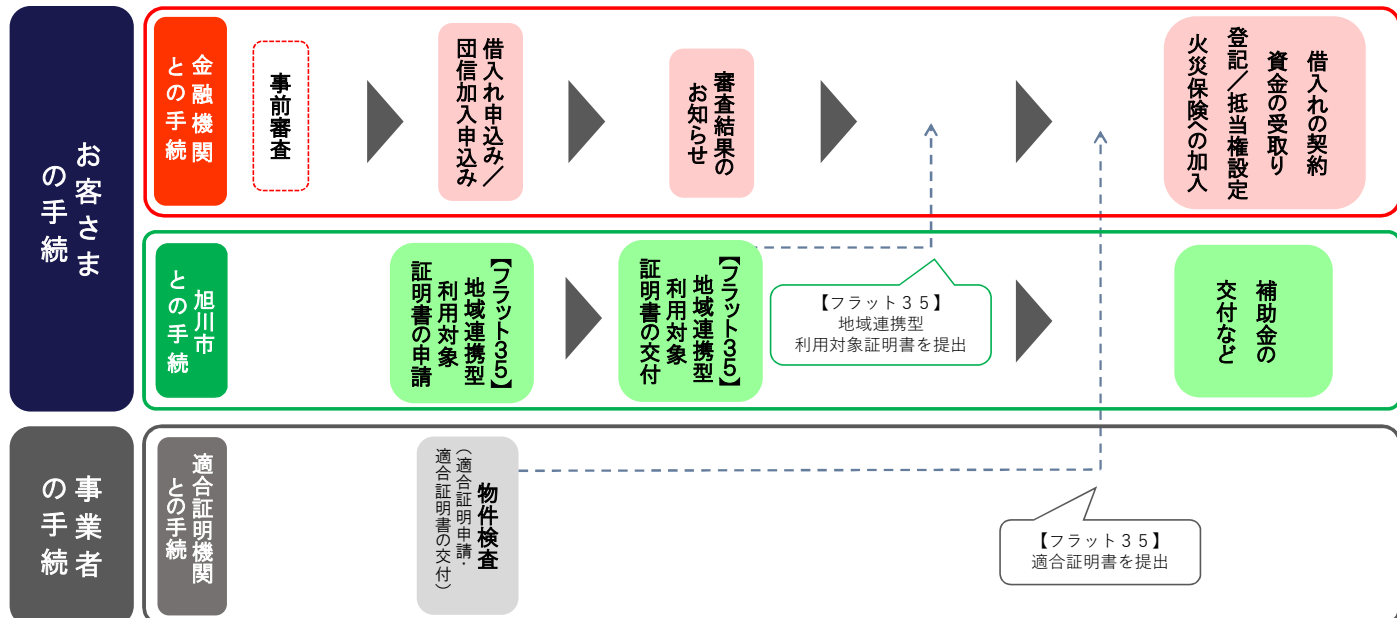
補助金額（最大500万円）



※補助金制度には予算金額があり、受付期間内（令和8年6月1日（月）～令和8年6月12日（金））に予算額を超えた場合は、抽選となります。

【フラット35】地域連携型の利用手続の流れ

【フラット35】地域連携型を利用するには、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。



《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利の住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。●取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金には利用できません。●借換融資では【フラット35】子育てプラス以外の金利引下げメニューは利用できません。●【フラット35】Sの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。【フラット35】子育てプラスの利用に当たっては、子育て世帯または若年夫婦世帯の条件を満たす必要があります。基準・条件の詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●また、住宅金融支援機構北海道支店（011-261-8306）までお問合せください。●【フラット35】地域連携型を利用するには、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型、【フラット35】S及び【フラット35】子育てプラスには、予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●また、地方公共団体の補助金の交付が終了した場合も受付を終了します。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。●【フラット35】についての詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●説明書（パンフレットなど）は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。